

木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区指定計画書（再指定） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 木地山、野川鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 特別保護地区の存続期間 平成 21 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで（10 年間）</p> <p>(4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>(5) 特別保護地区の指定目的 木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い渓谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ広大な森林が広がっている。 このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種のクマタカなどの大型猛きん類等が生息している。また、当該地域は、広大な公有水面を有するため、カワセミ、ヤマセミ等の水辺に生息する鳥類やマガモ、カルガモ、オナガガモ等のカモ類などの水鳥が生息し、多様な鳥獣類が数多く生息している。 特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な渓谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林が広がっており、クマタカ等の大型猛きん類が生息しているほか、アカゲラ、コゲラ、コガラ、カッコウ、キセキレイ、ウソ等の野鳥が数多く生息している。 また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、ヤマセミ等の水辺に生息する鳥類やマガモ、カルガモ、オナガガモ等のカモ類などの水鳥が生息し、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域になっている。 このため、木地山、野川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認</p>	<p>1 鳥獣保護区特別保護地区の概要</p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の名称 木地山、野川鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の存続期間 <u>令和元年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで（10 年間）</u></p> <p>2 <u>鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</u></p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定区分</u> 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定目的</u> 木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い渓谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と<u>原生的な森林</u>が広がっている。 <u>このような自然環境を反映して野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種のクマタカなどの大型猛禽類が生息している。</u> 特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な渓谷と、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウなどの天然林が広がっており、大型猛禽類のクマタカが生息しているほか、アカゲラ、カッコウ等の野鳥が数多く生息している。また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、カルガモ等の水辺に生息する留鳥や、マガモ、オナガガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域になっている。 このため、当該区域は、木地山、野川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p>

<p>められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p>	
<p>2 特別保護地区の保護に関する指針 保護管理方針 入山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。</p>	<p>(3) 管理方針 ア) <u>鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</u> イ) <u>入山者によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。</u></p>
<p>3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 ～略～</p>	<p>3 <u>鳥獣保護区の面積内訳別表 1 のとおり</u></p>
<p>4 指定区域における鳥獣の生息状況 (1) 当該地域の概要 ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置 木地山、野川鳥獣保護区南部地域の長井市を流れる野川上流域東部を中心とした地域と、北部地域の木地山ダムと大桶沢に囲まれた地域に位置する。 イ 地形、地質等 南部の特別保護地区は布谷沢の下流域に位置し、標高 400 メートルから 700 メートル程度の山々が連なる急峻な山岳地域となっている。隣接する地域では、現在平成 22 年度完成予定の「長井ダム」の建設工事が進められている。 また、北部の特別保護地区は、大桶沢、木地山ダムに隣接し、標高 600 メートルから 800 メートル程度の山々が連なる急峻な山岳地域に囲まれている。 ウ 植生の概要 ブナ・ミズナラ群落、ミズナラ群落などを含んだ自然植生に覆われている。 エ 動物相の概要 森林性の大型獣類、猛きん類を始めとする多様な鳥獣類が生息している。</p>	<p>4 指定区域における鳥獣の生息状況 (1) 当該地域の概要 ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置 <u>長井ダムと布(の)谷(だに)沢に囲まれた南部地域と、木地山ダムと大桶沢に囲まれた北部地域に位置する。</u> イ 地形、地質等 <u>南部地域の特別保護地区は、長井ダムと布谷沢の下流域に位置し、標高 400 メートルから 700 メートル程度の山々が連なる急峻な山岳地域となっている。また、北部地域の特別保護地区は、大桶沢、木地山ダムに囲まれ、標高 600 メートルから 800 メートル程度の山々が連なる急峻な山岳地域に囲まれている。</u> ウ 植物相の概要 <u>南部地域は、ミズナラ 2 次群落やブナ・ミズナラ群落等の半自然植生、また北部地域はブナ・ミズナラ群落等の半自然植生及びブナ・チシマザサ群落等の自然植生に覆われている。</u> エ 動物相の概要 大型獣類、猛禽類を始めとする多様な鳥獣類が生息している。</p>

<p>(2) 生息する鳥獣類</p> <p>ア 鳥類 クマタカ、トビ、アカゲラ、コゲラ、コガラ、カッコウ、キセキレイ、ウソ、カワセミ、ヤマセミ、アカショウビン、マガモ、カルガモ、コガモ、オナガガモ、ヤマガラ、シジュウカラ、ホトトギス、ウグイス等</p> <p>イ 獣類 ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンアナグマ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、トウホクノウサギ等</p>	<p>(2) 生息する鳥獣類</p> <p>ア 鳥類 クマタカ、トビ、アカゲラ、コゲラ、コガラ、カッコウ、キセキレイ、ウソ、カワセミ、ヤマセミ、アカショウビン、マガモ、カルガモ、コガモ、オナガガモ、ヤマガラ、<u>ヤマドリ</u>、シジュウカラ、ホトトギス、ウグイス等</p> <p>イ 獣類 <u>イノシシ</u>、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンアナグマ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、トウホクノウサギ等</p>														
<p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 なし</p>	<p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 <u>特になし</u></p>														
<p>5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする</p>	<p>5 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</p>														
<p>6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>①鳥獣保護区用制札</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>②特別保護地区用制札</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>③案内板</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>④給水器</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>⑤給餌台</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>⑥巣箱</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>⑦その他</td> <td></td> </tr> </table>	①鳥獣保護区用制札	本	②特別保護地区用制札	4本	③案内板	基	④給水器	基	⑤給餌台	基	⑥巣箱	個	⑦その他		<p>6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項 特別保護地区用制札 <u>2本(2)</u> ※ () 内の数値は既設の本数</p>
①鳥獣保護区用制札	本														
②特別保護地区用制札	4本														
③案内板	基														
④給水器	基														
⑤給餌台	基														
⑥巣箱	個														
⑦その他															
	<p>7 参考事項</p> <p>(1) 当初指定 <u>昭和55年3月31日(昭和55年3月21日県告示第448号)</u></p> <p>(2) 経緯</p> <p>ア <u>平成元年11月1日 指定</u> (平成元年10月27日県告示第1352号)</p> <p>イ <u>平成11年11月1日 指定</u> (平成11年10月29日県告示第1030号)</p> <p>ウ <u>平成21年11月1日 指定</u> (平成21年10月30日県告示第943号)</p>														